令和5年度

財政援助団体等監査報告書

大網白里市監查委員

監 第 2 5 7 号 令和 5 年 1 2 月 1 日

大網白里市長金坂昌典様大網白里市議会議長小金井勉様大網白里市教育委員会教育長深田義之様

大網白里市監査委員 古川 光夫 同 岡田 憲二

令和5年度財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の 規定により監査の結果に関する報告を提出します。

本報告は、大網白里市監査基準(令和2年大網白里市監査委員告示第2号)に準拠したものである。

一 目 次 一

令和5年度財政援助団体等監査報告

第1	監査の概要	
1	監査の種類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・]
2	監査の対象及び説明聴取期日 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・]
3	監査の範囲 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・]
4	監査の着眼点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
5	監査の実施内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
6	監査の結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第2	個別の監査結果	
	《補助金交付団体》	
1	大網白里市国際交流協会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	日本ボーイスカウト大網白里第1団 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
3	大網白里市美術会	6
	《指定管理者》	
4	株式会社オーエンス(子育て交流センター)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-

令和5年度財政援助団体等監査報告

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

2 監査の対象及び説明聴取期日

補助金交付団体	所管課	説明聴取日
大網白里市国際交流協会		
日本ボーイスカウト大網白里第1団	教育委員会 生涯学習課	10月24日
大網白里市美術会		

指定管理者	所管課	説明聴取日
株式会社オーエンス(子育て交流センター)	子育て支援課	10月24日

3 監査の範囲

令和4年度に交付した補助金及び指定管理料に係る出納その他の事務の執行等

4 監査の着眼点

財政援助団体等に係る出納その他の事務の執行が、その目的に沿って適正かつ効率的に行われているか、また、所管課の団体に対する指導監督が適正に行われているかなどを主眼とし、下記項目について検証した。

《補助金交付団体》

- ・事業が計画に従って実施され、十分な成果が上げられているか。
- ・補助金が、交付要件に従って支出されているか。
- ・補助金に係る会計経理は適正に行われているか。

所管課

- ・補助金交付要綱等により、補助対象事業の内容が明確にされているか。
- ・補助金の交付目的や交付要件は適切か、また公益上の必要性は十分か。
- ・補助額の積算根拠は適正か。
- ・補助金の支出に対して、審査の方法は適正か。
- ・補助金の成果の確認は、実績報告書等によりなされているか。

《指定管理者》

- ・施設の関係法令及び協定書等に基づき適切に管理運営されているか。
- ・施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。
- ・事業報告書等は適正に作成され、期限内に提出されているか。

所管課

- ・指定管理者の指定、協定等の締結は適正に行われているか。
- ・事業報告書及び成果の確認を適正に行い、指定管理者への指導を適切に 行っているか。
- ・管理に関する経費の算定、支出方法、手続き等は適正になされているか。

5 監査の実施内容

令和5年9月25日から令和5年10月24日まで(補助金交付団体) 令和5年9月4日から令和5年10月24日まで(指定管理者) 所管課及び財政援助団体等から提出された監査資料及び関係帳簿等を調査 し、説明の聴取を行った。(指定管理者は実地監査)

6 監査の結果

財政援助団体等の当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行及び市の 当該団体に対する財政援助等に係る事務の執行については、おおむね適正で あると認められたが、一部改善及び検討を要する事項が見受けられた。

なお、個別の監査結果については別記のとおりである。

【参考】監査の結果の処理区分及び基準

区分	基準
	・法令等の重大な違反や不正な行為があった場合その他著しく適正を欠くと
化熔束石	認められる場合
指摘事項	・経済性、効率性及び有効性の観点から著しく不適切又は不合理であると認
	められる場合
	・法令等の違反があった場合その他適正を欠くと認められる場合
注意事項	・経済性、効率性及び有効性の観点から不適切又は不合理であると認められ
	る場合
	・事務処理等について適正を欠くものがあると認められるもののその内容が
指導事項 指導事項	軽微である場合
1日等争快	・事務処理等について違法ではないものの改善することにより適正な事務の
	執行が図られると認められる場合

第2 個別の監査結果

《補助金交付団体》

1 大網白里市国際交流協会

(1)目的

市民と世界の人々との相互理解と友好親善を深めるため、教育・文化・スポーツ・産業経済等の広範囲な分野における国際交流、国際協力及び身近な生活の場における多文化共生を推進し、在住外国人と共に世界に開かれた地域づくりに寄与するとともに、世界平和の進展に資することを目的とする。

(2) 事業の概要(令和4年度)

補助金の名称 / 主な事業実績内容	事業費	補助金額
大網白里市国際交流協会事業補助金		
①英会話教室の実施	105 0COM	07. 707 H
② たのしい日本語教室の実施	105, 868円	87,727円
③ 会報の発行		

(3) 監査の結果

財政援助団体

【指摘事項】

大網白里市補助金等交付基準による補助金等の交付要件の適格性について

「大網白里市補助金等交付基準」(以下「交付基準」という。)4 (5) ウによれば、補助金等の交付要件の適格性として「団体等の決算における繰 越金又は剰余金が市補助金の額を超えていないもの」としている。

しかしながら、令和4年度大網白里市国際交流協会収支決算(見込)書によれば、市からの補助金交付決定額178,000円に対し、繰越金額は223,219円となっていた。

コロナ禍における事業縮小のため補助金を90,273円返還しているものの、繰越金が補助金の額を上回っていることは明確であるため、組織の運営、活動内容等を鑑み、今後も市から補助金を受けて運営するのかどうか検討すること。

【指導事項】

大網白里市国際交流協会規約について

「大網白里市国際交流協会規約」(R3.5.23)(以下「規約」とい

う。)第2条において、「協会の事務所は、大網白里市役所(大網白里市大網 115-2)内におく。」また、同第31条において、「協会の事務を処理 するため、事務局を大網白里市教育委員会内に置く。」と記載されている。

規約と活動の実態に齟齬があるため、所管課と団体で協議し、規約の改正等を検討されたい。

さらに交付基準11では、「事務局の事務を市で行うべき特別な理由があるものを除き、原則として事務局の事務は、各団体自らで行うこと。」となっていることから、その点についても留意することが必要である。

2 日本ボーイスカウト大網白里第1団

(1)目的

ボーイスカウト運動を通じ、青少年の自発的活動により自ら、健康を築き、 社会に貢献できる能力と人生に役立つ技能を体得するとともに、誠実性や勇 気、自立と自信及び国境を越えた人間愛や人道意識を習得し、実践できるよ う教育する。

(2) 事業の概要 (令和4年度)

補助金の名称 / 主な事業実績内容	事業費	補助金額
日本ボーイスカウト大網白里第1団事業補助金		
① 環境美化活動	957 140⊞	44 000 TT
②募金活動	257, 149円	44,000円
③ スカウト技能の習得		

(3) 監査の結果

出納その他の事務の執行等については、おおむね適正であると認められた。

3 大網白里市美術会

(1)目的

美術を通しての「市民とのふれあい」を目的とする。市民が美術作品を鑑賞することによって、美意識や感受性を磨き、より豊かになってもらうことに奉仕する。

(2) 事業の概要(令和4年度)

補助金の名称 / 主な事業実績内容	事業費	補助金額
大網白里市美術会事業補助金		
①ふるさと美術展の開催		
② 特別ワークショップの実施	388, 303円	53,000円
③ MOA美術館大網白里児童作品展 審査員協力		
④ 冬休み子ども書道教室 講師協力		

(3) 監査の結果

財政援助団体

【指導事項】

会計処理について

収支決算書科目の会費や寄付金の金額が、会計帳簿の記載金額と一致しておらず、会計帳簿の記載金額については、複数の科目をまとめた金額を記載しており、科目の振り分け及び補助金の使途が不明瞭であった。

また、切手受払簿の記載及び収支決算書等の整合性がとれていないものが見受けられた。

今後は、会計処理の方法等を担当課に相談しながら、適正な処理が行えるようにしていただきたい。

所管課

【指導事項】

補助金関係書類の事務処理について

美術会の事務処理を踏まえ、補助金が効果的に活用され、団体の活動が持続 されるよう、引き続き団体に指導されたい。

《指定管理者》

4 株式会社オーエンス

(1) 公の施設の概要

名 称	大網白里市子育て交流センター
場所	大網白里市みどりが丘三丁目18番地4
面積	建物 1,242.62㎡ 敷地9,800.03㎡

(2)目的

児童福祉法の趣旨に基づき、児童の健全育成及び子育て支援の推進を図る ため、令和2年4月1日に設立された。

(3) 事業の概要

- ・学童保育、児童館及び子育て支援センターの運営に関する業務
- ・上記3事業の利用申請、承諾、利用料徴収及び減免に関する業務
- ・子育て支援、他世代交流に関する独自事業(自主事業)の実施
- ・多目的室の利用申請、承諾、利用料徴収及び減免に関する業務
- ・本施設の施設管理に関する業務 等

(4) 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(5) 指定管理料

令和4年度 45,750,000円(決算額)

(6) 監査の結果

所管課

【指導事項】

収支決算書について

収支決算書において、収入に入れるべき大網白里市保育所等物価高騰対 策支援金326,000円が記載漏れとなっている。

また、収入から支出を引いた損益額に計算誤りが見受けられたことから、 所管課は、指定管理者に収支決算書(令和4年度)の再作成を依頼するこ と。

なお、所管課が指定管理者に作成様式を示していることからも、書類の

審査にあっては十分な確認を行い、適正な事務処理に努められたい。

【意見】

大網白里市子育て交流センターの設置効果の検証等について

「大網白里市子育て交流センターの管理運営に関する基本協定書」第2条によると、「本市に転入を検討している若い世代の流入促進を目指すとともに、多世代交流を通じて、地域ぐるみで子育てをサポートする意識の醸成と態勢を構築し、地域の活力アップを図る」となっている。

今後は、センター設置効果の検証として、若い世代がどの程度センターを 設置をしたことによって転入してきているのか、市外よりどのくらい利用し ているか等の調査等を行ってみてはどうか。

また、多世代交流の場の提供も、コロナ禍の影響により今のところ行っていないため、状況に応じて実施を検討されたい。